平成26年度 水産物消費嗜好動向調査

消費者が求める水産物の表示に関する調査
～「機能性表示食品」制度への認識～

平成27年3月

一般社団法人　大日本水産会

はじめに

平成26年度の水産物消費嗜好動向調査は、『消費者が求める水産物の表示に関する調査～「機能性表示食品」制度への認識～』として消費者の食品・水産物表示に対する意識を調査しました。同時に、平成27年4月から新たに始まる「機能性表示食品」制度についてどのような認識をしているかについても聞いています。

今回の調査は、対象を1000人を超える一般の消費者とし、大きく3つのセグメントに分けて行いました。中学生以下の子供を持つ20～40代の女性層とそれ以外の20～50代の男女層、そして60歳以上のシニア層の3つです。これは子供を持つ親層が、食品の表示や機能にはより敏感ではないか、という仮定に基づいています。また、最近増えているシニア層の意識実態を確認したいとも考えました。
調査内容は、まず食品・水産物の摂取実態から始め、その食品の摂取目的や期待から調理方法や外食の頻度についても聞きました。
次に、水産物の栄養成分や機能性について、その認知度を確認しました。特に水産物に広く含まれ認知度も高いと思われるDHA、EPAについては詳しく聞いています。
3つ目は本題の食品表示についての意識；”どのような表示項目が気になるか”、”表示の満足度”、”食品の購入場所による表示”についての評価も聞きました。
最後に機能性表示について調査時点（平成27年2月）の認識と期待について調査しました。自由回答についてもなるべく多く載せていますので消費者の生の声としてご一読頂ければと思います。

この制度は生鮮食品を含め、すべての食品が対象ですし、今後水産関係においても対応する商品が出てくると予想されます。
今回の調査が水産物消費拡大や魚食推進のために関係各位のご参考になれば幸いです。

一般社団法人　大日本水産会
会長　白須敏朗

Ⅰ　総合分析

Ⅰ－Ⅰ　調査概要・・ 9
Ⅰ－Ⅱ　総合分析・・・22
1.　水産物の摂取実態、意識・・ 22
1-1.　普段の食生活の中での水産物の摂取実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1-2.　水産物に期待されること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
1-3.　水産物の調理方法・・・27
2.　水産物の栄養成分に関する認知～DHA・EPAの認知、意識変化・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
2-1.　水産物の栄養成分に関する認知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
2-2.　水産物の栄養成分に関する認知経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
2-3.　DHA・EPAが含まれる製品の現在の食用状況と今後の購入意向・・・・・・ 32
2-4.　DHA・EPAを含んだ食品に関するイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
2-5.　DHA・EPAのメリットに関する認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
2-6.　DHA・EPAの含まれた商品購入の際に気になること・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
3.　水産物関連商品の表示に関する認識・機能性表示の受容性・課題把握・・・・・・・・・・ 38
3-1.　魚介類を購入される際の情報収集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
3-2.　魚介類購入の際に気になる点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
3-3.　普段の食品を購入する際の表示の参考状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
3-4.　魚介類を購入する際の表示のチャネル別満足度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
3-5.　機能性表示制度の認知・魅力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
3-6.　機能性表示の方向性（改善要望も含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
4.　水産物消費の現状と課題・・ 52
5.　今後の水産物消費拡大に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

Ⅱ　調査結果

Ⅱ－Ⅰ　調査概要・・ 56
Ⅱ－Ⅱ　調査結果・・ 57
1. 回答者プロフィル・・ 57
1-1～2. 性別年齢、居住地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
1-3～4. 婚姻状況、ご家庭での世帯構成、子どもの数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
1-5. 同居しているお子様の性別/学齢、職業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
2. 水産物の摂取実態、意識・・ 60
2-1. 普段の食生活の中での水産物の摂取実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
2-2. 普段の食生活の中での水産物の購入場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
2-3. 普段の栄養バランスへの意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
2-4. 水産物の摂取目的・期待していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
2-5. 水産物の調理方法・・ 67
2-6. 調理状況や外食頻度・・68
2-7. 魚介類を使った調理をされる際にご家庭内のメニューを分けること・・・・・・・・・・・ 74
2-8. 水産物に対して現状もっているイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
3. 水産物の栄養成分に関する認知～DHA・EPAの認知、意識変化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
3-1. 水産物の栄養成分に関する認知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
3-2. DHA・EPAの認知（純粋想起）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
3-3. DHA・EPA製品が多く含まれる食品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
3-4. 成分に関する認知経路・・・ 84
3-5. DHA・EPA製品の利用（食用）状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
3-6. DHA・EPAを含んだ食品に関するイメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
3-7. DHA・EPAのメリットに関する認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
3-8. DHA・EPAのメリットに関する認識⇒メリット確認による意識変化、理由・・・・・・・・ 93
3-9. DHA・EPA商品購入の際に気になること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
3-10. 今後のDHA・EPA商品購入意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
4. 水産物関連商品の表示に関する認識・機能性表示の受容性・課題把握・・・・・・・・・・・ 108
4-1. 栄養素に関する普段の情報収集法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
4-2. 食品を購入される際の商品の情報取得方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
4-3. 食品の購入の際に気になる点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
4-4. 普段の食品を購入する際の表示の参考状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
4-5. 現在の食品の表示に関する評価（店頭での購入）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
4-6. 現在の食品の表示に関する評価（生協・宅配・移動販売）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
4-7. 現在の食品の表示に関する評価（ネットスーパーもしくはネットショッピング）・・ 123
4-8. 現在の食品の表示に関する評価（外食）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
4-9. 機能性表示が認められることへの認知状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
4-10. 機能性表示に関する魅力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
4-11. 機能性表示の方向性（改善要望も含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

（参考）アンケート調査項目・・ 145

Ⅰ　総合分析

Ⅰ－Ⅰ　調査概要・・・ 9

Ⅰ－Ⅱ　総合分析・・・22

1.　水産物の摂取実態、意識・・ 22

1-1.　普段の食生活の中での水産物の摂取実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

1-2.　水産物に期待されること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

1-3.　水産物の調理方法・・・27

2.　水産物の栄養成分に関する認知～DHA・EPAの認知、意識変化・・・・・・・・・・・・・・・ 29

2-1.　水産物の栄養成分に関する認知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

2-2.　水産物の栄養成分に関する認知経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

2-3.　DHA・EPAが含まれる製品の現在の食用状況と今後の購入意向・・・・・・ 32

2-4.　DHA・EPAを含んだ食品に関するイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

2-5.　DHA・EPAのメリットに関する認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

2-6.　DHA・EPAの含まれた商品購入の際に気になること・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

3.　水産物関連商品の表示に関する認識・機能性表示の受容性・課題把握・・・・・・・・・ 38

3-1.　魚介類を購入される際の情報収集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

3-2.　魚介類購入の際に気になる点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

3-3.　普段の食品を購入する際の表示の参考状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

3-4.　魚介類を購入する際の表示のチャネル別満足度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

3-5.　機能性表示制度の認知・魅力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

3-6.　機能性表示の方向性（改善要望も含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

4.　水産物消費の現状と課題・・・52

5.　今後の水産物消費拡大に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

Ⅰ－Ⅰ　調査概要

調査背景

2015年3月現在、「特定保健食品（トクホ）」「栄養機能食品」に続き、2015年春に新しい食品の表示制度が「機能性表示食品」として導入予定です。
この制度では、”健康効果”や”カラダのどこに効くのか”がパッケージに表示できるようになるため、商品選びの新しい指針になる可能性があります。サプリメント等の他に野菜や魚といった生鮮食品も対象で、「体によい」をキーワードに食品市場の活性化につながるとの期待があります。特に、水産物はDHA（ドコサヘキサエン酸）やEPA（エイコサペンタエン酸）等の機能性成分による健康面メリットが多くあり、最近サプリメント等でも多く利用され消費者へ普及しているところです。
これらの機能性成分に関する健康面の効用情報をいかにわかりやすい形で消費者に伝えていくかも今後の水産物普及において大きな鍵になるかと想定されます。
また、各消費者のライフステージごとに現状の食品表示の認識に違いがある可能性があるため、現状の実態から課題に関して下記の各層ごとに特徴を確認することで、今後の水産物活用・魚食拡大に役立てる示唆を得ていきます。

調査目的

今回の調査では、下記の層の食に関する実態や意識に焦点を絞り、ライフステージ別に主に下記3点について明らかに致します。その結果より、一般消費者に向けた水産物活用・魚食拡大、魚離れの改善施策検討の参考といたします。

◇ライフステージ別
中学生以下の同居している子供有層（20～40代女性層）
上記以外の層（20～50代男女）
シニア層（60歳以上）

（1）水産物の摂取実態・意識
（2）水産物の栄養成分に関する認知～
　　DHA・EPAの認知、意識変化
（3）水産物関連商品の表示に関する認識・
　　機能性表示の受容性・課題把握

食品機能性表示制度に関する概要図

○食品の主な機能性表示制度

	名前	内容	表示例	手続きや条件
現在の制度	栄養機能食品	ビタミンやミネラなど特定成分に限って表示できる	「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」	含有量など国の規格基準を満たせば表示可能
	特定保健用食品（トクホ）	健康機能を維持できる機能について認定マークがつけられる	「糖の吸収をおだやかにします」	国の審査が必要
新たに加わる制度	機能性表示食品	企業が科学的根拠を示せば特定の部位への効果などを表示できる	「目の健康に役立ちます」	国の審査はなく届け出制

○機能性表示食品の表現例

表示できない表現		理由
×	「花粉症に効果あり」 「高血圧の人に」	病気の治療や予防に効果があるとする表現は認められない
×	「消費者庁承認」 「消費者庁長官許可」	消費者庁が審査・許可するわけではない
×	「増毛」「美白」「肉体改造」	健康の維持・増進の範囲を超過
表示できる表現		
○	○○を含み、肝臓の動きをサポートする機能があることが報告されています。	
○	本品は○○を△ミリグラム含むので、魚介類を□グラム程度摂取している方の××に役立つことが報告されています。	

※参考文献：消費者庁や日本経済新聞等の記事を元に加筆

食品機能性表示制度に関する概要図

＊消費者庁より　http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150330_newsrelease.pdf

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

平成 27 年 3 月 30 日

機能性表示食品の届出等に関するガイドラインの公表について

消費者庁では、平成 27 年４月１日から施行される食品の新たな機能性表示制度に関し、届出資料の作成等に関するガイドラインを公表しました。

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）は、平成 27 年３月 20 日に公布され、同年４月１日から施行されることとなりました。食品表示基準にて規定される「機能性表示食品」*については、次の事項を販売日の 60 日前までに消費者庁長官へ届け出ることとされております。

＊ 疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品

- 表示の内容
- 食品関連事業者に関する基本情報
- 安全性の根拠に関する情報
- 機能性の根拠に関する情報
- 生産・製造及び品質の管理に関する情報
- 健康被害の情報収集体制
- その他必要な事項

このことにつきまして、届出に必要な資料等の詳細についてガイドラインでお示しすることとしましたので、別添のとおり公表いたします。